

令和6年8月2日

お客様各位

一般社団法人 日本金型工業会
会 長 山 中 雅 仁



金型の安定供給に向けた御理解と御協力をお願い ～手形支払いから現金支払いへの変更のお願い～

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より当工業会会員企業に対しまして、格別なるお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。

また、金型取引のサプライチェーンにおけるお取引先の皆さまと当工業会会員企業との連携・共存共栄のため御理解御尽力頂き、心より感謝申し上げます。

本年4月30日公正取引委員会より「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について（令和6年4月30日付け官房審議官通知・公正取引委員会事務総局官房審議官）」が発出され、下請法の適用対象となる取引について、サイトが60日を超える手形等が下請法の割引困難な手形等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とされる運用が、令和6年11月1日から始まることとなりました。手形につきましては同通知にありますとおりでございますが、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」では「下請代金の支払いは、できる限り現金によるものとする。」と規定されています。また、令和3年3月31日に中小企業庁及び公正取引委員会より発出されました「下請代金の支払手段について（20210322 中庁第2号・公取企第25号）」におきましても「下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。」とされています。但し、現金支払いを理由に支払代金を減額することは下請法第4条1項3号により「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。」と禁止されておりますのでよろしくお願い申し上げます。

多くのお取引先の皆さまに御理解頂き、金型代金の支払について現金によるものとして頂いているケースが増えてきているところでございますが、サプライチェーン全体での付加価値向上のためにも、当工業会会員企業との支払手段に関する協議においては、より多くのケースで御理解御協力頂けますと幸甚に存じます。

末筆ながら貴社の益々のご繁栄を心よりご祈念申し上げます。

敬具